

## 阪南市留守家庭児童会指定管理者の募集にかかる質疑回答書

No.	該当資料名等	頁	質 問 事 項	回 答
1	仕様書	P1	4 開所日及び開所時間等 第五土曜日を閉所にして「職員研修」とすることは可能ですか。	開所日、開所時間及び休会日は、仕様書P1～2「4 開所日及び開所時間等」に記載のとおりです。このため、職員研修を理由に土曜日を閉所することはできません。
2	仕様書	P3	(2) 職員の配置基準 統括責任者は、主任支援員又は支援員を兼ねることは可能ですか。	職員の配置基準は、仕様書P3「(2) 職員の配置基準」に記載のとおりです。このため、統括責任者が主任支援員又は支援員を兼ねることはできません。
3	仕様書	P3	統括責任者、主任指導員は、正規・常勤職員と記載があるが、正社員という認識で間違いないでしょうか？	「正社員」の定義にもよりますが、正規職員とは、継続的・安定的な雇用条件が確保された職員を想定しています。
4	仕様書	P3	看護師・カウンセラーの状況・基準・市の想定について、現在、配置されているのであれば、ある程度の雇用条件をご教示いただきたい。	市では、看護師・カウンセラーを配置していませんが、指定管理者によりカウンセラーの巡回指導など必要な手配をしています。
5	仕様書	P4	(3) 職員の職務内容 加配担当の職員は、別途必須の資格や講座受講がありますか。	加配対応の職員は、阪南市留守家庭児童会運営基準に基づき、放課後児童支援員の資格を要します。 また、指定管理者にて仕様書P4～5「(4) 職員研修の実施」に定める研修の実施を必須とするほか、職務を遂行するのに必要な研修は、指定管理者にて判断のうえ実施してください。

## 阪南市留守家庭児童会指定管理者の募集にかかる質疑回答書

No.	該当資料名等	頁	質問事項	回答
6	仕様書	P4	(4) 職員研修の実施 市が主催の職員研修・資質向上研修はありますか。	市が主催の職員研修・資質向上研修はありません。
7	仕様書	P5	(2) 保育料の減額又は免除された金額 保育料の減額又は免除された金額は、別途補填がありますか。	市から指定管理者に支払う指定管理料は、事業費に利用料金を充当するものとして算出していますが、その際、保育料の減額及び免除も考慮して積算していることから、さらなる補填は原則として、ありません。
8	仕様書	P6	(3) その他の費用 間食（おやつ）代は、指定管理者で金額設定可能か。また、月額徴収は可能ですか。	間食は、指定管理者において児童が放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるものを適切に提供するものとし、費用は指定管理者において実費相当分として設定してください。 また、徴収方法についても指定管理者にて決定のうえ、保護者に周知・説明が必要です。
9	仕様書	P8	(10) 委託の禁止 社労士、税理士、システム管理費などは、「あらかじめ市の承認を得た場合」に該当しますか。	社労士、税理士、システム管理費などは、「あらかじめ市の承認を得た場合」に該当しません。
10	仕様書	P8	事務所の場所については学校内のみで、他市近隣自治体内に設置している事務局内の併設は不可でしょうか？	本仕様書に定める事務所の定義は、仕様書P8(12)「事務所の設置」に定めるとおりです。このため、近隣自治体内に設置することはできません。

## 阪南市留守家庭児童会指定管理者の募集にかかる質疑回答書

No.	該当資料名等	頁	質問事項	回答
11	仕様書	P9	間食について、1日あたりの金額はいくらくらいでしょうか。施設で作っての提供は可能でしょうか？	間食は、児童が放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供するものとし、間食にかかる費用は実費相当分を指定管理者において設定してください。 なお、本市の保育室には調理設備は備えていません。
12	仕様書	P13	(20) 学校・地域との連携 現在の留守家庭児童会と学校との定期会議は実施されていますか。	指定管理者の判断により、適宜実施しています。
13	仕様書	P13	(21) 市との連携等 現在の留守家庭児童会と市との定例会議が実施されていますか。	指定管理者と市においては、必要な情報共有を行うため、月1回以上は定期的に会議を実施しています。
14	仕様書	P13	11 備品等について 備品・消耗品の中で、指定管理期間終了後、市に帰属するものを教えてもらうことは可能ですか。	仕様書P7(4)「物品の管理」に記載のとおり、指定管理料に含まれる備品購入費をもって購入した備品は、市に帰属します。
15	仕様書	P13	11 備品等について 備品購入の際の金額の基準はありますか。	仕様書P7(4)「物品の管理」に記載のとおり、指定管理料に含まれる備品購入費をもって購入した備品は、市に帰属します。1万円以上でかつ継続的に使用する物品は、消耗品ではなく備品に分類されることから、仕様書P13「11 備品等について」に記載の備品台帳の整備をはじめ、取扱いに十分留意してください。

## 阪南市留守家庭児童会指定管理者の募集にかかる質疑回答書

No.	該当資料名等	頁	質問事項	回答
16	仕様書	P14	現運営事業者からの業務の引継ぎについては、どのように想定されているでしょうか？（時間や方法等）	事務の引継ぎは、仕様書P14「13 業務の引継ぎ等」に記載のとおりとし、新旧指定管理者において必要な事項を実施してください。 引継ぎ期間は、募集要項P4「7 指定管理者の募集及び選定スケジュール」「（9）指定管理者の引継期間」を参照してください。
17	仕様書	P14	修繕費について、いただいた資料では約300万ほどかかっており、提示の200万では足りていないように感じるが、今後も同等の修繕費が想定されるでしょうか。	当面の間、直ちに必要な修繕は想定していません。
18	-	-	引継ぎ雇用は想定されていますか？	職員が希望する場合は、可能な限り引継ぎ雇用に努めてください。
19	-	-	I C T（コドモン等）を導入していると思うが、別のシステムへの変更は可能でしょうか？	現在、本市ではI C Tによる児童の入退室管理はしていませんが、指定管理者にて判断のうえ、必要に応じて調達してください。
20	-	-	今後通常保育の時間を延ばしてほしいという要望が出て、延ばす場合、その分保育料も増額となりますか？	保育料や開設時間については、阪南市留守家庭児童会条例や同条例施行規則にて定めますので、必要に応じて、別途協議することとなります。